

7 弥 監 公 表 第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、令和 6 年度定期監査結果に係る措置状況を別添のとおり公表する。

令和 7 年 4 月 22 日

弥富市監査委員 林 伸一

弥富市監査委員 平野 広行



7 弥産第 29 号
令和 7 年 4 月 16 日

弥富市監査委員 様

弥富市長 安藤 正明



令和 6 年度産業振興課定期監査結果報告における監査委員指摘事項に対する改善等措置及び検討状況の結果について（通知）

定期監査結果報告において指摘の付された事項について措置を講じたので、
地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

**令和 6 年度定期監査結果報告における
監査委員指摘に対する措置状況等報告書**

項目番号	(1) ア	契約に係る事務について 弥富青空テント等借上
監査結果報告における指摘事項 随意契約により業者を指定するが、弥富市随意契約関係取扱基準で定められている業者数は3者であるところ、1者としていた。弥富市随意契約の取扱基準において「業者数は特別の理由がある場合は、それ以内とすることができる。」としている。見積者数を減じた理由として起案に記載されていた理由は「年度当初の催しであり、現在の市の所有している物では対応が出来ず開催日までに借上げをできるのが、見積者のみであるため。」としていた。 しかし、年度当初の催しであること及び市が所有していないという理由では、見積者を減ずる特別な理由にはなっていない。また、借上げをする物品は、机やテント、椅子であり、他業者でも取扱っていると推察される。 事前調査による回答では「市の各種イベントに対する過去からの実績やイベント当日の突然のトラブルに対し、即座対応できることによる理由で一者とした。」としているが、契約内容は物品の借上げであり、契約外のイベントのトラブル対応を見込んで、融通の利く一業者とすることは不適切である。 「弥富市指名競争入札関係取扱基準」を遵守し、適切に事務を執り行われたい。		

上記の指摘事項に対する措置状況等

対 象 課		産業振興課
原因・理由・背景 などの事情説明		市の各種イベントに対する過去からの実績やイベント当日の突然のトラブルに対し、即座対応してもらえることによる理由で一者となりました。
措置 の 状 況	いつ (いつまでに)	
	誰が (どこが)	
	何を (どこを)	
	どのように 措置（改善） した（する）	「やとみ青空市」は、民間主体で開催してもらうことを目的とし、令和7年度より民間団体の「8103 ハッピープロジェクト」が運営することとなりましたのでテントなどの借上げ契約はしておりません。 今後、市主体とするイベントにて物品を借り上げるような契約があれば正します。
情報 の 共 有	措置状況に関 する課内周知	課員に対しては、令和7年4月15日周知済。

項目番号	(1) イ	契約に係る事務について 産業会館浄化槽点検及び清掃委託
監査結果報告における指摘事項 年度の予算については、地方自治法第 208 条第 1 項により、「普通地方公共団体の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。」とされ、同条第 2 項により、「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。」とされ、会計年度独立の原則としている。しかし、契約期間が令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日で、1 年間であるが長期継続契約としている。令和 6 年度から令和 7 年度の長期継続契約として、所属年度を 2 年度とする必要性及び合理的な理由がみられない。契約期間が 1 年間ならば、地方自治法の原則のとおり、4 月 1 日から 3 月 31 日の単年度契約とされたい。		

対 象 課		産業振興課
原因・理由・背景 などの事情説明		ご指摘の契約につきましては、本市が長期継続契約を導入したときから、10 月 1 日～翌年 9 月 30 日までの 1 年間で契約を締結しています。
措置 の 状 況	いつ (いつまでに)	次期契約開始の令和 7 年 10 月までの早い時期に
	誰が (どこが)	産業振興課と委託予定業者が
	何を (どこを)	エレベーター保守業務委託、非常通報装置保守委託等と同様に契約期間を 3 年間に変更することを
	どのように 措置 (改善) した (する)	調整します。
情報 の 共 有	措置状況に関 する課内周知	課員に対しては、令和 7 年 4 月 15 日周知済。

項目番号	(1) ウ	契約に係る事務について 土地改良区補助金について
監査結果報告における指摘事項 交付額については、弥富市土地改良区事業補助金交付要綱の第1条で「予算の範囲内において交付する補助金」としている。 弥富土地改良区、鍋田土地改良区、十四山土地改良区に、令和3年度までは150万円、令和4年度からは300万円を一律に交付している。 令和6年度に繰越す金額は、弥富土地改良区9,643,039円、鍋田土地改良区64,589,266円、十四山土地改良区7,028,949円であった。 繰越額に大きな差があり、一律の額を交付することについて、予算を立てる際に収支計画を確認し、補助金額の具体的な根拠を明確にしたうえで検討及び見直しをされたい。また、弥富市土地改良区事業補助金交付要綱においても、補助の対象を明確にするなどの見直しを検討されたい。		

対 象 課	産業振興課
原因・理由・背景 などの事情説明	【補助金交付の背景】 弥富市内のほとんどが海拔「ゼロメートル地帯」であり、公共施設（弥富市道含む）や個々の宅地、雑種地の雨水や家庭雑排水等は自然に排水されることは無いため、土地改良区が運営管理する農業用排水機場により伊勢湾等へ強制排水して頂いています。 そのような状況の中、土地改良区は農用地から賦課金を徴収し運営を行っている団体です。 そのため、弥富市としてもこれら（公共施設、個々の宅地等）の排水等を担っている土地改良区の運営に対して、一定の補助金を交付する必要があると考えます。 なお、用水についても生産者等と連携を図り計画的に用水の配水を行い、弥富市の営農（米、野菜等）及び発展、アピール（米の初出荷式等）に多大の貢献をしていますので、『農家負担の軽減』のためにも土地改良区への補助は必要と考えます。 【土地改良区の繰越金額】 愛知県や弥富市から、土地改良区への用排水機場における維持管理の補助金交付時期は事業完了後のため、基本的には年度末頃になります。そのため、土地改良区は用排水機場の

		維持管理費（愛知県・弥富市補助金分）を一時的に立て替え払いする必要があります。 令和５年度用の排水機場の維持管理費（愛知県・弥富市補助金分）は、弥富土地改良区 2,289,875 円、鍋田土地改良区 48,565,275 円、十四山土地改良区 13,459,111 円です。 また、鍋田土地改良区の繰越金のうち約 1,600 万円は既に計画のある事業費であり、純粋な繰越金ではありません。 そのため、単純に繰越金額だけで土地改良区の会計状況を判断することは出来ません。 【補助金額の根拠および補助対象の明確化】 土地改良区補助金のうち、今回の土地改良区運営補助金は、土地改良区の円滑な運営を支援するため、土地改良区に対し、職員給与その他運営経費の一部として補助しています。 そのため、土地改良区の職員数に応じて補助金額に差を付けることも考えられますが、例えば弥富土地改良区は農用地の面積が少ないので賦課金が他の土地改良区よりも少なくなります。逆に、鍋田土地改良区は農用地が多いため、弥富土地改良区より賦課金は多くなりますが、その分、土地改良施設（用排水機場、用排水路等）が多いのが現状です。これらの土地改良区の管理施設の種類や数量は各土地改良区によって異なります。このように、土地改良区ごとに抱える問題が異なり、交付額に差をつけることが困難なため、『農家負担の軽減』のためにも、一律の額を交付しています。 なお、補助対象事業や、その採択基準や補助率については、弥富市土地改良事業等補助金交付要綱の第２条により、弥富市土地改良事業等補助金交付要綱別表の事業区分「15 特認事業」として定めています。
措置の状況	いつ (いつまでに)	令和８年度当初予算編成（令和７年１０月頃）までに
	誰が (どこが)	担当部局で

	何を (どこを)	各土地改良区に対して、一律の額を補助金として交付していることに対して
	どのように 措置（改善） した（する）	土地改良区の水排水機維持管理費や工事費に対しては、補助金交付要綱で定められた補助率で算出した土地改良施設管理補助金および土地改良施設整備補助金を交付しています。 しかし、土地改良区運営補助金は、上記以外の土地改良区職員給与その他運営経費の一部を補助する補助金のため、補助率で補助金額を算出するのではなく、土地改良区の収支決算をしっかりと確認したうえで、弥富市の上層部と協議して補助額を検討します。
情報の共有	措置状況に関する課内周知	課員に対しては、令和7年4月15日周知済。